

新潟県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

### 新潟県規則第60号

新潟県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

新潟県災害救助法施行細則（昭和35年新潟県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第3条</b> 市町村長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、<u>法第13条第2項</u>の規定に基づき、救助に着手することができる。</p>	<p><b>第3条</b> 市町村長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、<u>法第30条第2項</u>の規定に基づき、救助に着手することができる。</p>
<p><b>第5条</b> 政令第3条の規定による救助の程度、方法及び期間は、<u>災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年10月内閣府告示第228号）</u>（以下「救助の程度等の基準」という。）に定めるとおりとする。</p>	<p><b>第5条</b> 政令第9条の規定による救助の程度、方法及び期間は、<u>災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成12年厚生省告示第144号）</u>（以下「救助の程度等の基準」という。）に定めるとおりとする。</p>
<p><b>第13条</b> 政令第5条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、救助の程度等の基準に定めるとおりとする。</p>	<p><b>第13条</b> 政令第11条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、救助の程度等の基準に定めるとおりとする。</p>
<p><b>第15条</b> <u>法第10条第3項</u>において準用する<u>法第6条第4項</u>の規定により、当該職員が立入検査に当たつて携帯しなければならない証票は、別記第11号様式による。</p>	<p><b>第15条</b> <u>法第27条第4項</u>の規定により、当該職員が立入検査に当たつて携帯しなければならない証票は、別記第11号様式による。</p>
<p><b>第17条</b> <u>法第13条第1項</u>の規定により救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、当該市町村長は、第6条、第8条、第9条第2項、第10条及び第12条の規定するところにより行うものとする。</p> <p>2 前項に規定する場合において、次の各号に掲げる市町村長は、当該各号に定める事務を行うこととする。</p> <p>(1) <u>法第5条第1項</u>又は<u>第9条第1項</u>に規定する事務を行う市町村長 第7条の規定による受領証の受領</p> <p>(2) <u>法第7条第1項</u>に規定する事務を行う市町村長 第11条において準用する第7条の規定による受領証の受領</p>	<p><b>第17条</b> <u>法第30条第1項</u>の規定により救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、当該市町村長は、第6条、第8条、第9条第2項、第10条及び第12条の規定するところにより行うものとする。</p> <p>2 前項に規定する場合において、次の各号に掲げる市町村長は、当該各号に定める事務を行うこととする。</p> <p>(1) <u>法第23条の2第1項</u>又は<u>第26条第1項</u>に規定する事務を行う市町村長 第7条の規定による受領証の受領</p> <p>(2) <u>法第24条第1項</u>に規定する事務を行う市町村長 第11条において準用する第7条の規定による受領証の受領</p>
<p><b>第19条</b> 市町村長は、<u>法第29条</u>の規定により救助の実施に要する費用を繰替支弁したときは、別に定める書類を知事に提出しなければならない。</p>	<p><b>第19条</b> 市町村長は、<u>法第44条</u>の規定により救助の実施に要する費用を繰替支弁したときは、別に定める書類を知事に提出しなければならない。</p>
<p>別記 第1号様式の1</p>	<p>別記 第1号様式の1</p>

公 用 令 書

(略)

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の物資の保管を命ずる。

(略)

第1号様式の2

公 用 令 書

(略)

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の物資を収用する。

(略)

第1号様式の3

公 用 令 書

(略)

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の施設を管理する。

(略)

第1号様式の4

公 用 令 書

(略)

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の土地、家屋、物資を使用する。

(略)

第2号様式

公 用 変 更 令 書

(略)

災害救助法第9条の規定に基づき、公用令書を、下記のとおり変更したので災害救助法施行規則第1条第4項の規定により、これを交付する。

(略)

第3号様式

公 用 取 消 令 書

(略)

災害救助法第9条の規定に基づき、を必要としなくなったので災害救助法施行規則第1条第5項の規定により、これを交付する。

(略)

第5号様式

受 領 調 書

災害救助法第9条によつて収用（使用）する物資を下記のとおり受領した。よつて、受領調書を作成し、各1通所持するものとする。

(略)

公 用 令 書

(略)

災害救助法第26条の規定に基づき、下記の物資の保管を命ずる。

(略)

第1号様式の2

公 用 令 書

(略)

災害救助法第26条の規定に基づき、下記の物資を収用する。

(略)

第1号様式の3

公 用 令 書

(略)

災害救助法第26条の規定に基づき、下記の施設を管理する。

(略)

第1号様式の4

公 用 令 書

(略)

災害救助法第26条の規定に基づき、下記の土地、家屋、物資を使用する。

(略)

第2号様式

公 用 変 更 令 書

(略)

災害救助法第26条の規定に基づき、公用令書を、下記のとおり変更したので同法施行規則第1条第4項の規定により、これを交付する。

(略)

第3号様式

公 用 取 消 令 書

(略)

災害救助法第26条の規定に基づき、を必要としなくなったので同法施行規則第1条第5項の規定により、これを交付する。

(略)

第5号様式

受 領 調 書

災害救助法第26条によつて収用（使用）する物資を下記のとおり受領した。よつて、受領調書を作成し、各1通所持するものとする。

(略)

第7号様式

公 用 令 書

(略)

上記の者災害救助法第7条の規定に基づき、次のとおり従事を命ずる。

(略)

(裏面)

従事令書の交付を受けた者の心得
1～4 (略)
5 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第31条の規定により6月以下の懲役又は300,000円以下の罰金に処せられる。

第8号様式

公 用 取 消 令 書

(略)

災害救助法第7条の規定に基づく、公用令書は、その必要がなくなつたので、災害救助法施行規則第4条の規定により、これを交付する。

(略)

第11号様式

4 頁

2 頁

注 意
1・2 (略)
3 この証票は、有効期間が経過したり、又は不用になつたときは <u>速やかに返還しなければ</u> ならない。

(略)
-----

1 頁

3 頁

災害救助法第10条第3項において準用する同法第6条第4項の規定による立入検査
証 票

災害救助法第10条第3項において準用する同法第6条第4項
(条文挿入)

第12号様式

療養  
休業  
障害  
葬祭  
打切

災害救助法による遺族扶助金支給申請書

(略)

災害救助法第12条の規定による扶助金を支給されたく別紙 を添えて申請します。

第7号様式

公 用 令 書

(略)

上記の者災害救助法第24条の規定に基づき、次のとおり従事を命ずる。

(略)

(裏面)

従事令書の交付を受けた者の心得
1～4 (略)
5 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第45条の規定により6月以下の懲役又は50,000円以下の罰金に処せられる。

第8号様式

公 用 取 消 令 書

(略)

災害救助法第24条の規定に基づく、公用令書は、その必要がなくなつたので、同法施行規則第4条の規定により、これを交付する。

(略)

第11号様式

4 頁

2 頁

注 意
1・2 (略)
3 この証票は、有効期間が経過したり、又は不用になつたときは <u>すみやかに返還しなければ</u> ならない。

(略)
-----

1 頁

3 頁

災害救助法第27条の規定による立入検査
証 票

災害救助法第27条
(条文挿入)

第12号様式

療養  
休業  
障害  
葬祭  
打切

災害救助法による遺族扶助金支給申請書

(略)

災害救助法第29条の規定による扶助金を支給されたく別紙 を添えて申請します。

(略)

(略)

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。